

広島県立三原東高等学校の運動部活動に係る活動方針

平成 30 年 11 月策定

1 基本方針

- (1) 運動部活動における運営体制を整え、活動を計画的・効果的に行うことで、生徒の心身の健全な育成を図る。
- (2) スポーツ活動を通じて、生徒の主体性を育成するとともに、責任感・連帯感の涵養を目指す。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。
- (2) 顧問同士の協力体制のもと、生徒の安全確保に努めるとともに、一部の顧問に負担が偏らないようにする。
- (3) 校長は、各運動部顧問が作成した活動計画等を、学校のホームページに掲載することにより公表する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 協議種目の特性等を踏まえた科学的、合理的な練習内容、方法の導入に努め、休養を適切に確保しつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (2) 健康観察や施設設備等の安全点検を実施し、疾病や事故の未然防止に努める。
- (3) 生徒にとって過度に精神的・身体的負担とならないよう、練習時間・練習内容等に留意する。
- (4) 体罰やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの根絶を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は定時退校日（水曜日）を休養日とする。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするが、やむを得ず休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
 - ウ 平日の活動時間は、2時間程度とし、19時に完全下校する。学校の休業日は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は定時退校日（水曜日）を休養日とするが、部活動単位で休養日を設定することも可とする。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするが、やむを得ず休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
 - ウ 1日の活動時間は3時間程度とする。

5 学校単位で参加する大会

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催若しくは共催する大会。
- (2) 中央競技団体及び中央競技団体に加盟する地方競技団体が主催する大会。